

1 審査請求の件名

共有名義代表者変更等請求事件（平成28年審査請求第1号）

2 処分庁

豊田市長

3 審査請求の概要

- (1) 本件は、豊田市内の土地（以下「本件土地」という。）に係る固定資産税等についての事案である。
- (2) 平成27年5月に、本件土地の固定資産税等の旧代表者が死亡し、その相続人6人全員が相続放棄をした。
- (3) 処分庁は、平成28年3月に、本件土地の残りの共有者2人のうちの1人である審査請求人に対し、平成28年度から本件土地の代表者を同人に変更する旨を通知した。その後、処分庁は、平成28年4月に「〇〇〇〇（審査請求人の氏名。以下同じ。）外2名」という名義の納税通知書、納付書及び課税明細書を審査請求人に送付した。また、同じ日に、他の共有者に対しても、「〇〇〇〇外2名」という名義の納税通知書（共有者告知用）を送付した。
- (4) 平成28年5月に、審査請求人は、代表者の変更を求めて豊田市役所資産税課を訪れたが、同課職員は、共有名義代表者変更届を提出することにより翌年度の課税から代表者を変更できる旨を審査請求人に説明した。
- (5) 審査請求人は、平成28年6月に、豊田市長に対し、課税明細通知書の送付先代表者の変更又は同通知書の共有者ごとの送付を求める審査請求をした。

4 裁決の主文

本件審査請求を棄却する。

5 裁決の理由の概要

- (1) 地方税法第10条で準用する民法第432条の規定の趣旨からすると、代表者の指定については、地方公共団体の長の裁量に委ねられている。したがって、本件において処分庁が審査請求人を代表者として指定したことは、当該裁量権を行使したものであり、違法ではない。
- (2) 基準を運用する場面においては、常に個別事案に即した検討を行い、基準の内容を上回って優先すべき正当な事情があればこれを柔軟に取り入れて判断することが適当である。本件については、旧代表者の持分を処理するための協議を行う必要があるとの特殊事情を勘案し、共有者間の協議の円滑性を重視すれば、代表者の指定基準を形式的に適用して他の共有者を代表者に指定するよりは、本件土地に係る特殊な経緯等について承知している審査請求人を代表者に指定した方が合理的であり、これは裁量権を不当に行使するものではないと認められる。
- (3) また、共有者ごとに分割納付書を送付することが審査請求の趣旨を満たすと考えられるが、分割納付書を送付して履行請求をするか否かについて

も、処分庁の裁量に委ねられていると解される。処分庁が様々な点を考慮して現在はこれを行わない方針をとっていることに一定の合理性は認められるため、これについて、違法又は不当であるとすることはできない。

6 審理等の経過

- | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|------------------|
| (1) | 平成28年 | 6月 | 3日 | 審査請求 |
| (2) | | 6月 | 9日 | 審理員の指名 |
| (3) | | 11月 | 4日 | 審理員による審理の終結 |
| (4) | | 11月 | 22日 | 審理員意見書の提出(棄却相当) |
| (5) | | 12月 | 2日 | 行政不服審査会に諮問 |
| (6) | 平成29年 | 2月 | 27日 | 行政不服審査会の答申(棄却相当) |
| (7) | | 3月 | 13日 | 裁決 |